

模擬株式会社 IMAKANE FACTORY 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当社は、模擬株式会社 IMAKANE FACTORY と称する。

(目的)

第2条 当社は、生徒の製品生産、販売実習と受注作業を目的とし、次の業務を行う。

- 1 各学科の製品生産及び生産品の販売
- 2 商品開発、開発商品や仕入れ商品の販売
- 3 学科共通作業（環境整備、流通・サービス、食品加工）
- 4 受注作業（地域課題を解決する「地域グループワーク」〔イベント企画・運営など〕を含む。）
- 5 その他、前号に付帯する業務

第3条 当社は、瀬棚郡今金町字今金454番地1

北海道今金高等養護学校内に置く。

第2章 株式

(株式の原資)

第4条 当社の発行する株式は、PTAと後援会からの出資金を原資とし、PTAと後援会が模擬的に発行したこととする。

(株式の総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は、生徒数と同数とする。

(1株の金額)

第6条 当社の発行する額面株式の1株金額は、500円とし、生徒1人3株1,500円を保有する。ただし、活動を行う株式の総額は90,000円とし、株式の不足分は後援会によるものとする。

(R3:500円×3株, H30:1000円×1株)

(株式の取扱規程)

第7条 当社の株式の名義変更、その他株式に関する事項は、取締役会（PTA役員会）の定めるところによる。

(株主)

第8条 本校に在籍する生徒は、全員が株主となる。新入生は入学時に株主となる。

第3章 株主総会

(招集時期)

第9条 当社は、株主総会を IMAKANE FACTORY 総会として、毎決算期の3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。

(招集者及び議長)

第10条 株主総会は、取締役会（PTA役員会）の議決により、取締役社長（PTA会長）が招集し、その議長は常務（教頭）とする。

2 取締役社長に事故のあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(招集範囲)

第11条 招集範囲は取締役社長、副社長、常務、取締役、監査役、総務部長、学科長とする。

(議決の方法)

第12条 株主総会の議決は、出席した株主（生徒）の議決権の過半数を持って行う。

(議事録)

第13条 株主総会の議事については、議事録を作成するものとする。議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長がこれに記名押印保存するものとする。

第4章 役員

(定員)

第14条 当社の取締役会に取締役6名以内（PTA役員）、監査役2名以内（PTA監査）を置く。

(選任) *監査はPTA監査で行うこととする。

第15条 取締役及び監査役は、PTA役員とする。

(任期)

第16条 取締役社長、取締役、監査役の任期は1年とする。

(役職)

第17条 取締役会は、その決議をもって取締役の中から代表取締役を定めることとし、PTA会長がその任に当たるものとする。

第5章 取締役会

(取締役会の招集)

第18条 取締役会（PTA役員会）の招集通知は、各取締役（PTA役員）に対して、会日3日前までに発する。

(招集者及び議長)

第19条 取締役会は社長が招集し、その議長は常務（教頭）とする。

(議決の方法)

第20条 取締役会の議決は、取締役の3分の2以上が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

(決算)

第21条 取締役会における議会（PTA役員会）は、4月1日より3月31日までとし、毎事業年度終わりにおいて決算を行う。

(顧問)

第22条 今後の町内での関係機関と連携した事業の拡大・発展等を考慮し、顧問団を置く。

第6章 組織

(構成員)

第23条 取締役社長（PTA会長）、副社長（校長）、常務（教頭）、総務部（全体調整と総括）、模擬株式会社役員（生産計画・仕入れ計画・予算決算）で組織を構成する。

(業務は営業部（販売実習総括、仕入れ計画・在庫管理・販売計画・予算決算、受注生産・受注作業の窓口）、生産部（新商品の開発・効率的な生産・検品）とする。)

2 総務部は、総務部、各学科長で構成する。

3 模擬株式会社役員は、各学科からの代表数名で構成する。

第7章 出資金

(取扱)

第24条 PTA ~~および後援会~~からの出資金は、それぞれ「教育活動援助費」「職業教育振興費」としてPTA、後援会より支出し、商品の仕入れ原資とし、仕入額での販売を行い、出資額から売れ残り分を差し引いた金額をそれぞれの会計に戻入する。

※「教育活動援助費」の仕入れとは学校祭での仕入れ販売、または学科、学年の販売等をさす。

第8章 配当

(取扱)

第25条 生徒は、保有株の2割相当の配当を受けることが出来る。

(学習上わかりやすくするために、額面の2割を配当と位置づける)

付則

(模擬株式会社)

第1条 当模擬株式会社は、北海道今金高等養護学校の実習を目的とする。

したがって、指導教員の指導監督の下、経営する。また、定款その他の規則の改廃は、学校長の承認を受けなければならない。

第2条 この定款は、平成29年6月7日から施行する。

平成30年6月27日一部改正

令和元年(2019年) 6月14日一部改正

令和2年(2020年) 6月29日一部改正

令和3年(2021年) 6月11日一部改正

令和4年(2022年) 6月10日一部改正

令和5年(2023年) 6月9日一部改正

以上、模擬株式会社 IMAKANE FACTORY を設立するために、この定款を作成、発起人が次に署名する。

令和5年(2023年) 6月9日

発起人代表 松村留美 (PTA会長)

発 起 人 田中久容 (PTA副会長)

下田香央里 (PTA副会長)

小田島親守 (後援会会長)

飯出広行 (PTA副会長、後援会顧問：校長)

金子亘喜 (PTA、後援会事務局長：教頭)

市川聡 (PTA、後援会会計：事務長)